

オリーブ保育園



ご利用のしおり

01 保育理念・保育目標

“

保 育 理 念

自 分 ら し く 生 き る

”

》 保 育 方 針

- ひとりひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます。
- すべての活動の主体は「子ども」になるように子ども自身の生きる力を育みます。
- 体験することを大切にし、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- 思い切り遊び、たくさんのことを学ぶ子を育てます。
- 生活に必要なマナーを育みます。
- 保護者の子育てを応援します。

》 保 育 目 標

- 自分を大好きな子
- すべての命を大切にできる子
- 「ありがとう」の気持ちを大切にできる子
- 自分で考え、自分で行動できる子



※保育理念・保育方針・保育目標は受託会社(株式会社はな保育)の理念等になります。

02 施設概要

施設名称	オリーブ保育園
住所	〒471-0035 愛知県豊田市小坂町7-49-4
TEL・FAX	TEL 0565-50-5266 FAX 0565-50-5266
管理者	施設長 梅村 友子（株式会社はな保育）
定員	30名 (0歳児:6名・1歳児:11名・2歳児:11名・3歳児:2名) ※従業員枠(自社従業員枠、共同利用枠)は定員の50%以上、 地域枠は定員の50%以内とする。また、自社従業員枠は定員の10%以上とする。
開所日	月曜日～日曜日
開園時間	8:00～19:00(最大延長20:00)
保育対象児童	1.株式会社モンキーポッドに勤務する従業員の子 2.共同利用契約を締結した法人に勤務する従業員の子 3. 地域枠として就労証明の確認が取れる者の被扶養者または行政機関の 保育認定を受けた子 ※上記いずれかに該当しかつ、原則生後6か月から4歳に達した以後における 最初の3月31日までの者
職員構成	0歳児 3:1 / 1歳児 6:1 / 2歳児:6:1 「児童福祉施設最低基準」により児童数に拘わらず、保育者複数体制 上記配置に保育士1名を配置する。
運営開始日	令和2年1月11日
施設概要	保育有効面積 約86.96㎡
建物構造	軽量鉄骨造
設置事業者	株式会社モンキーポッド 〒471-0035 愛知県豊田市小坂町6丁目58番地
運営形態	保育運営は下記保育業者へ委託 運営会社:株式会社はな保育 所在地 :愛知県名古屋市中区丸の内1-5-28 伊藤忠丸の内ビル8階 TEL :052-212-7525 / FAX :052-212-7526 URL : https://hanahoiku.com/

03 利用料について

＞ 利用料

年齢区分	利用者負担月額
0歳児 (6か月～)	保育料 37,100円
1・2歳児	保育料 37,000円
0～2歳児	住民非課税世帯 無償化 0円
3歳児	保育料 0円 主食費 3,000円 副食費 4,500円 計 7,500円
延長保育料	30分未満 500円／回 30分以上 1,000円／回 (19時00分～20時00分の利用の場合)

▨ 一時預かり

保育料 2,500円／日

＞ 利用料の徴収について

▨ 従業員枠

※自社の従業員枠の利用者の利用料は給与から控除されます。

※提携企業の従業員枠の利用者の利用料は自社から提携企業に一括して請求を行います。

各利用者の利用料の徴収方法は、提供企業にお尋ねください。

※協定等により提携企業が福利厚生目的で保育料(月額負担額)・その他等の負担または補助を行うことがあります。

▨ 地域枠

※地域枠をご利用の利用料は、現金にて集金いたします。

＞ その他

＜保険料年額＞ 300円 ※16ページをご覧ください。
 ＜お散歩帽子＞ 1,050円

04 保育所での生活

➤ 1 日 の 流 れ (例)

時間	0歳児	1.2歳児	3歳児
8:00	順次登園 視診・検温 あそび	順次登園 視診・検温 あそび	順次登園 視診 あそび
9:00			
10:00			
11:00	離乳食・(ミルク) 睡眠	食事 歯磨き お昼寝	食事 歯磨き 必要に応じて睡眠
13:00			
14:00	目覚め・検温 ミルク あそび	目覚め・検温 おやつ	おやつ
15:00	自由あそび	自由あそび	自由あそび
16:00			
19:00	順次降園 延長保育	順次降園 延長保育	順次降園 延長保育
20:00	保育終了	保育終了	保育終了

一日の流れはおおよそ上記の通りですが、個々のペースを十分に理解し、柔軟に対応しています。例えば、食事を始めるタイミングや食事にかかる時間など子どもによっても違いがあります。当園では、ゆったりと落ち着いた雰囲気の中で、一人ひとりが急かされたり待たされたりせず、個々のペースを尊重し、心地よく満たされた気持ちで過ごせるよう心がけています。

04 保育所での生活

▶ 年間行事予定

4月 入園・進級お楽しみ会

5月 こどもの日

6月 保護者懇談会

7月 セタ会

8月 水遊び・プール遊び

9月 お月見ごっこ

10月 ハロウィンパーティー

11月 個人面談

12月 クリスマス会

1月 お正月遊び

2月 節分会・ひな飾り

3月 ひなまつり会・お別れ会(退所式)

★身体測定・避難訓練毎月行います。お誕生会は誕生児のいる月に行います。

※上記の行事予定はあくまで目安になります。在園児の様子や月齢、年度により異なります。

※都合により、変更・中止となることがございます。

05 食事・おやつ

- ・ 保育園で給食・おやつの提供いたします。
- ・ ミルクは保育園にてご用意いたします。

昼食 11:30頃

おやつ (昼)15:30頃



06 ご用意していただくもの

※すべての持ち物に名前をお書き下さい、また連絡ノートはこちらで用意しますので、毎日お持ち下さい。

持ち物	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	備考
帽子	1	1	1	1	
パンツ			★	3	
肌着	3	3	3	2	
着替え	3	3	3	2	
食事用エプロン	2	2	2		
よだれかけ	3～5	★3			
ガーゼハンカチ (5ヶ月まで)	3～4				
口拭きタオル(6ヶ月から)	2	2	2		
哺乳瓶 乳首	1セット	★1セット			
コップ		◎1	1	1	
歯ブラシ		◎1	1	1	
紙おむつ・紙パンツ	8～10	5～8	5～8		
おむつ交換用タオル	2	2	2		
バスタオル(昼寝用)	2	2	2	★2	

★は必要に応じてお持ちください。

◎は保育園からの指示があってからお持ちください。

着替え等は季節に応じて枚数が変わる場合があります。

登園後に親子で行っていただくこと

- ・ お子様の手洗い、検温を行っていただき、排泄の確認をお願いします。
- ・ 口拭きタオル・エプロン等、当日使用する私物をケースにセットしてください。

07 入園までの流れ

入園までの流れ

※「入園申込書」の提出締め切りは、
入園希望日の3週間前までとなっています。

書類の受取

オリーブ保育園または総務課にて
「しおり」・「入園書類」を受け取ります。

オリーブ保育園へ書類の提出

その際に保育施設にて
親子面談を実施

健康診断の実施

入園

入園書類 一覧

モンテッソーリへの提出書類

- ☒ 入園届
- ☒ 利用契約書

保育施設への提出書類

- ☒ 入園申込書
- ☒ 児童記録票
- ☒ 健康診断記録票
- ☒ 緊急連絡票Ⅰ・Ⅱ
- ☒ 救急隊への情報提供表
- ☒ 予防接種記録票
- ☒ 同意書署名のご依頼
- ☒ 重要事項に関する同意書兼契約届
- ☒ 利用予定表
- ▼ 必要に応じて
- ☒ アレルギー疾患生活管理指導表
- ☒ 離乳食についての調査票(0歳児)

08 保育園での生活

ご利用にあたって

慣れ保育について

オリーブ保育園入園前の3日間程度の慣れ保育をご利用いただけます。
(ご希望の方は、事前にお申し込みください。)

利用予定表の提出

利用者は「児童利用予定表」を毎月 25 日までにご提出下さい(期限厳守)。
保育者のシフトは提出された予定表を基に作成しますので、ご協力お願いいたします。

利用予定の変更・欠席について

利用予定表を提出後、勤務変更等のやむを得ない事情が発生し、利用日の変更が生じた場合は、速やかに保育施設へご連絡下さい。

変更 ▶ 利用予定に変更がある場合は、利用予定日の4日前までのご連絡にご協力下さい。
3日前以降の追加(変更)については、極力善処させていただきますが、
保育者の手配の関係上、対応できない場合がありますのでご了承下さい。

取消 ▶ 利用予定日の前日の17:00迄のご連絡にご協力下さい。

健康診断について

お子さんの健康診断は入園時及び年 2 回の受診が法令で定められています。
入園時は、かかりつけの病院にて受診をお願いします。
入園後の年 2 回の健康診断につきましては、保育施設へおたずね下さい。

登降園について

ア. 送り迎えは、原則として保護者の方とします。保護者以外の方がお迎えにいらっしゃる場合には、事前にご連絡をお願いいたします。
イ. 保育施設の入口は、常時施錠してありますのでインターフォンを押してください。
保育者がお名前を伺いますので、お応え下さい。

登園の時 ▶ ア. お子さんの健康状態などで気になることがあれば伝えて下さい。
イ. 連絡ノートやタオルは所定の場所へ置いて下さい。
ウ. 食べ物(持参弁当は除く)やおもちゃ、お金は持ってこないようにお願いします。

降園の時 ▶ ア. 衣類カゴ内(衣類の補充等)の確認をして下さい。
イ. 連絡ノートやタオルは所定の場所よりお持ち帰り下さい。
ウ. 掲示板やその他の連絡事項を必ずご確認下さい。

※ 保育園に連絡の必要な場合

- ア. 病気等で欠席・早退・遅刻等がある場合や、仕事のご都合等で利用時間を延長せざるを得ない時には、必ず保育園に連絡を入れてください。
- イ. 保育園を休む時は、必ず午前8時30分までにご連絡ください。
体調が悪いときは、お子様の状態(発熱、発疹、下痢等)についてもお知らせください。
- ウ. 登降園の時間の変更、送迎の人が変わるときには、必ず連絡先をお知らせください。
- エ. 住所や緊急連絡先、勤務先等に変更があった場合はお知らせください。

※ 利用終了について

ア. 利用資格を喪失した時

1. 従業員枠

- ・(株)モンキーポッド及び提携企業を退社した時
- ・勤務できなくなった時

2. 地域枠

- ・一般事業主の被保険者でなくなった時
- ・子ども・子育て支援法第20条に定める認定が失効した時
(同法第19条第1号、2号又は第3号に掲げるものに限る)

イ. 保護者様から退園の申し出があった時

ウ. その他、利用継続に重要な支障又は困難が生じた時

エ. 保育料等の支払いを遅延した場合で、支払いを3か月以上滞納した場合

オ. 休園期間が4か月以上となった場合

カ. 「重要事項説明書」に定める内容を著しく逸脱する行為を行った場合

キ. 従業員枠から地域枠の利用に変更する際、従業員枠で待機者がいた場合

ク. 当園の名誉及び信用を傷つけ、または秩序を乱した場合

▶ ご家庭との連携

ア. 登園時には保育者にご家庭でのお子様の様子をお伝えください。

降園時には保育園でのお子様の様子をお伝えいたします。

イ. 連絡帳に食事・活動・睡眠など、保育園での様子を記入いたします。

ご家庭での様子もご記入ください。

ウ. 保育園だよりを毎月発行いたします。

エ. 保護者懇談会や個人面談を実施いたします。

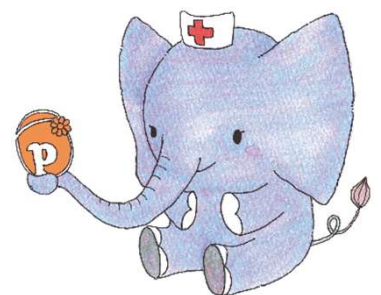
オ. 保育園のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・お悩み等がありましたら、 ご遠慮なく保育者にご相談ください。

09 健康について

- 01 ➤ 登園する前に自宅で必ず体温を測って体調の確認をしてください。
- 02 ➤ 登園後38.0℃以上の熱がある場合は連絡をさせていただきます。
- 03 ➤ 嘔吐や下痢、咳がひどい場合も連絡を入れさせていただくことがあります。
- 04 ➤ 怪我をしたとき

保育園は集団で過ごす場です。体調が整わない状態で登園しますと、他児に移る可能性があります。お互いの健康を守るためにも体調不良の時には無理な登園は避けて頂き、病児保育をご利用ください。

- 連絡帳に食事・活動・睡眠など、保育施設での様子を記入いたします。
ご家庭での様子もお書き下さい。
- 保育園だより、クラスだより等を発行いたします。
- 保育施設のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・悩み等がありましたら、
ご遠慮なく保育者にご相談下さい。
- 保護者懇談会や個人面談を実施します。
- このような時はお休み下さい。
 - ア. ひどい下痢・嘔吐の症状が続いているとき
 - イ. 感染症に罹患したとき（次ページをご参照ください。）
 - ウ. 38.0℃以上の熱があるとき



- ・遅刻、早退、お休みをされる場合は、必ず保育施設へご連絡下さい。体調が悪い場合は、お子さんの状態（発熱、発疹、下痢等）についてもお知らせ下さい。保育施設に保育者が不在の場合には、留守番電話に用件を入れて下さい。
- ・お届けの勤務先（部署）と違う場所で勤務される時、異動（勤務先変更）があった時、住所等に変更があった時にも、必ずお知らせ下さい。
- ・退園の際は分かった時点で保育施設へご連絡をお願いいたします。

10 感染症発症時のお願い

【登園のめやす】を参考に、集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。※登園時治療報告書に記名、サインを頂くことになります。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬開始する前と開始後1日間	抗菌薬内後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあつては、3日を経過するまで)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を軽化するまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

例えば、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指し、日数を数える際は発症した日は含まず「翌日を第1日」と数えます。「解熱した後3日」の場合の数え方も同様です。

11 医師による治癒した証明(意見書)が必要な疾病(参照1)

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱・天然痘(痘瘡) ペストクリミア・コンゴ出血熱 ジフテリア南米出血熱、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) 新型インフルエンザ等 感染症指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が 痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス、流行性角結膜炎急性出血性結膜炎	病状により医師において 感染のおそれがないと認めるまで

- ・保育中に具合が悪くなった場合は、お迎えをお願いすることがあります。
また、その際の受診は、保護者の方をお願いいたします。
- ・予防接種直後の登園はお控え下さい。
- ・意見書が必要ではない感染症も、感染拡大防止の為、医師の診断後の登園をお願いいたします。

12 保育園での与薬

原則として保育園での与薬依頼をお断りしています。

病院での受診時に、自宅での服用で済むよう医師にご相談下さい。ただし、やむを得ない理由の場合は、以下の条件を満たしている場合のみ、薬剤情報提供書のコピーあるいは処方されたお薬の袋のコピーと「与薬依頼書」を直接保育者にご提出いただき、お薬をお預かりして投与いたします。

- 01 ➤ 医師、歯科医師または看護職員が、以下を確認していること。
容態が安定している。医師または看護職員による連続的な容態の経過観察が必要でない。専門的な配慮が必要ない。
- 02 ➤ 医師、歯科医師または看護職員が、これらの免許を有しない者による医薬品使用の介助ができることを本人または家族に伝えていること。
- 03 ➤ お子さんを診療した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したもので、これまで投与したことがあり異常がなかった薬であること。
- 04 ➤ 薬は1回分ずつに分け、お子さんのお名前を記入していること。
(点眼・鼻・耳薬は密封できる袋に入れ、袋にもお名前をご記入下さい。)

- ※ 保育者が症状(熱が出たら、咳が出たら、痙攣が起きたら等)を判断して与薬しなければならないものはお受け取りできません。
- ※ 喘息の吸入はお受けしておりません。
- ※ お預かりした「与薬依頼書」に基づいた投与によって事故等が生じた場合は、法的な責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。
- ※ 以前処方してもらい飲み残していた薬、市販薬、解熱剤(経口薬・座薬)、座薬はお受け取りできません。

予防疫接種後の登園について

予防疫接種当日は、医療機関等で1時間は安静にし、異常がないかご確認ください。
その後の登園は可能ですが、できる限りご家庭でお休みいただくことをお勧めします。

➤ 嘱託医について

定期健康診断および児童の健康相談

医療機関の名称 ▶ 医療法人三九会 三九朗病院
所在地 ▶ 愛知県豊田市小坂町7-80
電話番号 ▶ 0565-32-0282

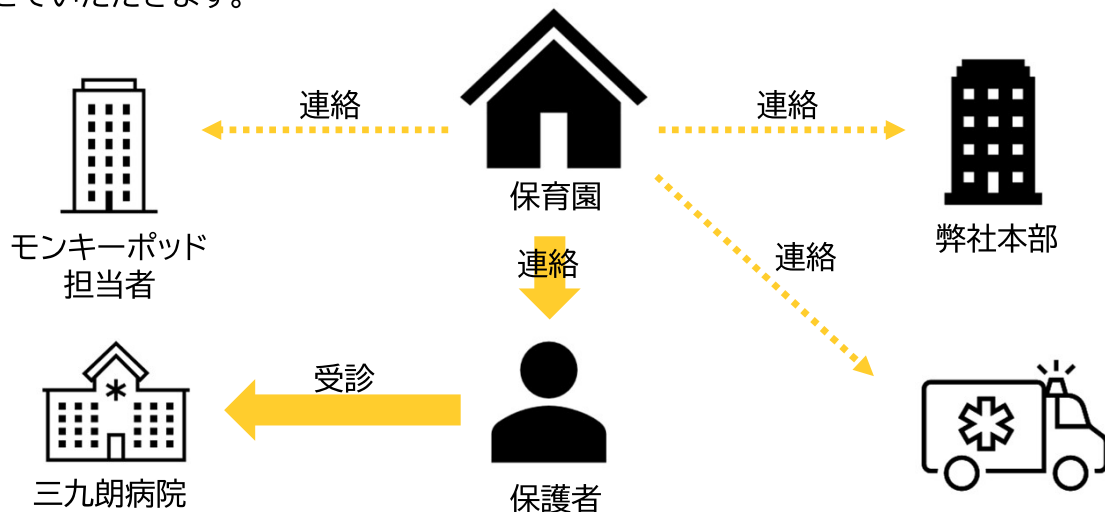
定期歯科検診および児童の歯の指導

医療機関の名称 ▶ 医療法人あたげ会 小島歯科
所在地 ▶ 愛知県豊田市秋葉町6-6-1
電話番号 ▶ 0565-34-1991

13 その他

➤ お子さんが怪我された場合

万が一お子さんが怪我をされた場合は、保護者の方にご連絡の上、園職員が対応し、三九朗病院で受診させていただきます。



➤ 防犯等

- ・保育施設の入口は、常時施錠してあります。
- ・侵入者があった時の訓練を定期的実施しております。
- ・散歩の時には職員が防犯ブザーを携帯しています。

14 災害に備えて

▶ 一時避難場所

1. 保育園の一時避難場所は、オリーブ保育園の園庭です。
2. 広域避難場所は毘森公園です。

▶ 災害用伝言ダイヤルを活用

お子さんの引き渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用いたしますので、ご自宅及び保育施設の電話番号でメッセージをご確認ください。

- ア. 保育施設から避難所に避難した時は保育施設の電話番号にメッセージを残します。
- イ. お子さんが医療機関へ搬送された時は、緊急連絡先の電話番号にメッセージを残します。

※ 災害用伝言ダイヤルの使用方法 ※ 災害用伝言ダイヤルは、携帯電話からもご利用になれます。

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。
2	被災地の方は緊急連絡先の電話番号、又は被災地以外の方は被災地の方の電話番号をダイヤルして下さい。 ▲▲-■■■■-■■■■
1# 再生開始	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は8の後#を、次の伝言に移る時は数字の9#を押して下さい。

※ 災害用伝言ダイヤル(伝言の例)

ア. 保育施設に残した伝言

「こちらは、オリーブ保育園です。▽▽ちゃんは、xxxxx(避難場所)へ避難しましたのでお迎えは避難所の方をお願いいたします。」

イ. 緊急連絡先の電話番号に残した伝言

「こちらは、オリーブ保育園。△△君は□□(病院名)へ搬送されましたので、病院に直行して下さい。」

▶ 休園について

以下に示す事情により臨時休園にする場合があります。

- ア. 感染症の集団発生及びその蔓延防止のため保育の実施ができない日
- イ. 地震・風水害・火災その他の災害により保育の実施ができない日

15 補償制度

お子様の怪我等には十分注意して保育にあたりますが、万が一怪我や設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、株式会社はな保育の加入している総合補償制度により補償させていただきます。持病扱いのもの等、保険対象外となる場合もございます。

■ 傷害保険

死亡・後遺症：236万円、入院：3,200円、通院：2,000円

■ 施設賠償責任保険

対人：1名2億円／1事故5億円、対物：200万円 免責：対人・対物ともに1万円

■ 生産物賠償責任保険

対人：1名2億円／1事故5億円(保険期間中7億円)

対物：1事故200万円(保険期間中200万円)

免責：対人・対物共に1万円

■ 災害共済給付金制度(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

死亡見舞金 最大 3,000万円

障害見舞金 最大 4,000万円

※スポーツ振興センター 保険料 年額300円(税込)が必要です。

別途、加入についてのご案内をいたします。

16 保育施設に関する窓口

ご相談等、何かございましたら下記の窓口にご連絡ください。

・オリーブ保育園 施設長 梅村 友子

TEL 0565-50-5266

・株式会社モンキーポッド 伊藤 順七蔵

TEL 0565-32-0282